

## 給水装置工事に係る念書等様式

1. **給水量不足** (水栓数) : 水量不足が懸念される時(φ13mm・7栓以上、φ20mm・11栓以上、φ25mm・16栓以上、φ30mm・31栓以上、φ40mm以上は機種選定のため計画一日使用水量提出)
  2. **給水量不足** (連合線) : 連合線で水量不足が懸念される時(現在は水理計算マイナスでは許可しないためほとんど使用していない)
  3. **メータ手前の管理** : メータの設置位置が道路境界線等から2.0mを超える時、または改造工事でメータの手前の配管を布設替えできない時
  4. **施行事前調整済** : 寄付採納済の給水管から分岐する時
  5. **受水槽非設置** : 飲食店や商用施設等で受水槽を設けなければならないが設置しない時
  6. **浄水器等設置** : 浄水器や活水器等を取付ける時
  7. **分岐非撤去** (撤去工事) : 撤去工事において分岐箇所撤去できない時(権利廃止の場合)
  8. **分岐非撤去** (給水工事) : 改造工事において分岐箇所撤去できない時(権利存続の場合)
  9. **民地内非撤去** : 既設民地管の撤去ができない時
  10. **既設民地布設管使用** : 改造工事で既設民地布設管をそのまま使用する時
  11. **分譲地内連合線** : その他工事で私道(位置指定道路等)に管を布設する時
  12. **一栓工事** (一栓出し) : 1栓だけの申請の時
  13. **止水栓工事** (止水栓出し) : その他工事以外で止水栓までしか出さない工事の時
  14. **既設自家水管使用** : 井戸水の既設管を使用する時
  15. **寄付申込** : 公道に縦断で管を布設する時
  16. **私設メータ設置** : 子メータを設置する時
  17. **構造物下布設** : 構造物の下を通過する時
  18. **民地布設** : 民地に管を布設する時
  19. **土地使用同意書** : 民地に管を布設する場合で同意書を提出した方がよい場合(トラブル予測回避等)
  20. **代理人届** : 申込者の住所が佐久水道の給水区域外の時
  21. **総代人届** : アパート等の所有者又は経営者がそこに居住しない時
- ※ **個人占用** : 給水課窓口へお問い合わせください
- ※ **廃止届** : 給水課窓口へお問い合わせください
- ※ **その他様式** : 状況を考慮すべき場合は給水課窓口へご相談ください

必ず B5 判で印刷してください。

≪給水量不足≫

(水栓数)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、水栓数が企業団の基準にあるメータ口径と給水栓数を超えてしまいます。

この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを約束致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

≪給水量不足≫

(連合線)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、企業団による配水区域変更やその他の理由によっては、現時点においても企業長が指定し使用するメータの使用流量基準以下になり、水量不足等をきたす恐れがありますが、企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

なお、連合線使用者又は所有者より苦情がでた場合は、私の費用で受水槽を設置するか、管路の増径工事を行うなどして改善することを約束致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、本来は配水管または他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内で、道路境界線等から2.0m以内に水道メータを設置すべきですが、下記の理由により設置できません。

そのため、分岐部からメータまでの距離が長くなりますが、漏水や不具合が生じた場合、当方で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○規定位置に設置できない理由 \_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《施工事前調整済》

(寄付採納管分岐)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

この度、給水工事を申し込むにあたり、分岐元給水管の当初布設者等の関係者と全ての事前協議を完了し、工事施行上支障のないよう調整済みです。

今後、この工事に起因する苦情及び事故等が発生した場合、私共で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者

住 所 (自署)

氏 名 (自署)

給水装置工事事業者  
事業者名

⑩

## 寄付採納管の取り扱いについて

寄付採納	した場合	しない場合
道路占用申請	佐久水道企業団名義 占用料なし	個人（申請者）名義 占用料の発生
維持管理責任	佐久水道企業団	個人（申請者）
起因する物的、人的 事故が発生した場合 の補償負担	佐久水道企業団	個人（申請者）
水 量	必要水量は確保します	必要水量が確保されなく なる可能性があります
<p>※条件 寄付採納を受付けることのできる給水管とは、公道下に道路管理者の指示（許可条件）通りに布設された部分のみです。民地内部分については個人の管理です。 また、移管の時期は道路管理者の占用工事検査合格後です。</p>		

### 分岐同意について

寄付されていない給水管については、寄付採納をするよう説明してください。寄付採納されている給水管からの取出しであっても、社会通念上相当と思われる範囲内で、当初の布設者に対し分岐する旨の挨拶を施主様（業者では不足）からしてもらってください。

過去に挨拶がないとして、後まで近所付き合いに支障をきたしたり、工事中に妨害行為を受けた事例があります。

施主様には十分に説明してください、逆の立場で考えれば当然だと思います。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、受水槽の設置について指導を受けましたが、現状では設置出来かねますので承認して下さい。

なお、今後において、不可抗力及び水道工事並びにメータ交換、その他緊急やむを得ない事由により給水制限や停止、又は断減水されることについて、営業中の有無にかかわらず企業団には一切苦情や異議申し立てをしないことを誓約するとともに、不都合が生じた場合は、私の責において受水槽の設置を致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○受水槽を設置出来ない事由\_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者

住 所 (自署)

氏 名 (自署)

給水装置工事事業者  
事業者名

# 誓約書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水管直結部分に、浄水器又は活水器等を設置するにあたり、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

## 記

- ① 企業団の水質責任範囲は浄水器等の上流までとし、これより下流側は申請者の責任で管理します。
- ② 水道水中の残留塩素を水道法施行規則に定める基準値以下の濃度に除去するおそれがあるため、水が長時間滞留された場合など適切に排水等を行い、家庭内給水管の中で細菌等の汚染を受けることが無いよう、使用上の注意について周知徹底いたします。
- ③ 浄水器等は、(公社)日本水道協会認証品等給水装置の認証品とし、メーカーの仕様説明書等に基づき、掃除、点検整備等を行います。
- ④ 浄水器等を通じた水が、逆流しないよう指定の逆流防止器を設置します。
- ⑤ 集合住宅の場合又は別に使用者がいる場合は、水道の使用者、居住者に対し浄水器等取扱い上の注意点と説明を周知します。
- ⑥ 浄水器等に起因して水圧低下や出水不良等の問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決します。
- ⑦ 配水管布設工事及び不慮の事故に伴う断水工事等の際、赤水、濁り水等が発生し、浄水器等に不具合が生じても、企業団には一切の補償の請求や苦情等申し立てをしません。
- ⑧ 認証を受けていることがわかる製品カタログ等を添付します。  
器 具 名 \_\_\_\_\_  
型 式 番 号 \_\_\_\_\_  
製 造 者 名 \_\_\_\_\_
- ⑨ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《分岐非撤去》

(撤去工事)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、撤去工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、現状では撤去出来かねますが、今後3年以内に当該箇所に新規加入する事により、この給水装置を使用することを約束致しますので、申請箇所での止水方法で承認してください。

なお、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○分岐非撤去の理由\_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《分岐非撤去》

(給水工事)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、私の都合により現状では撤去出来かねますので、申請箇所での止水方法で承認してください。

なお、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○分岐非撤去の理由\_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

# 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、隣接民地内既設管の分岐箇所が下記理由のため、現状ではチーズ撤去出来かねますので、敷地境でのキャップ止めで承認してください。

なお、残存した給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○既設管分岐非撤去の理由 \_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《既設民地布設管使用》

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、私の所有する給水装置が隣接民有地に布設されていることを承知のうえ、私の都合により現状では変更出来かねますので、この給水装置（既設管）を使用して工事を施工することを承認してください。

なお、この給水装置の維持管理及び土地所有者からの移設、修繕等の要請ができた場合は、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

# 誓約書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、当社にて宅地分譲を行う \_\_\_\_\_番地に布設する給水工事を申し込むにあたり、将来土地所有者が異なる民有地内に給水管を埋設することについて、下記の内容を承諾したうえで給水装置工事を申し込むことを誓約します。

## 記

- ① 民有地内に布設した給水装置の修繕など、維持管理の一切を当方の責において対処します。
- ② 土地の売買後、この給水装置について土地所有者間に紛争が生じた場合は、当方の責において解決し、企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。
- ③ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《一栓工事》

(一栓出し)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により給水装置工事の設計範囲の全てを申請するよう指導を受けましたが、現状では屋内工事及び指定給水装置工事事業者が未定の為、1栓工事（1栓出し）を承認して下さい。

なお、屋内工事の内容が決定次第、速やかに改造工事申請を行い、無断改造等のないことを約束すると共に、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

《止水栓工事》

(止水栓出し)

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号\_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により給水装置工事の設計範囲の全てを申請するよう指導を受けましたが、現状では屋内工事及び指定給水装置工事事業者が未定の為、止水栓工事（止水栓出し）を承認して下さい。

なお、屋内工事の内容が決定次第、速やかに新設工事申請を行い、無断工事等のないことを約束すると共に、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

## 既設給水設備使用誓約書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所（自署）

氏 名（自署）

この度、給水工事を申し込むにあたり、既設給水設備の使用について、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

### 記

- ① 水道法施行令第6条第1項第6号により、給水装置と井戸設備とは完全に切り離し、いかなる方法であっても接続共用しません。
- ② 既設給水設備を利用するため、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令については確認出来かねますので、既設給水設備に起因する水漏れ、変形、破損その他の異常については、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。
- ③ 企業団から既設給水設備の取替え等改善指示を受けたときは、私の費用で速やかに改善します。
- ④ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

## 寄付採納願

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、公道に布設した私方所有の水道管を下記のとおり企業団に無償で寄付しますので採納をお願いします。

### 記

① 水道管の布設場所 (物件所在地)

----- 番地先から  
----- 番地先まで

② 寄付対象物件

水道管等の名称	口径 (mm)	延長 (m)

③ 理由

- ・国、県、市、町道に布設する寄付対象物件について、道路管理者との道路占用に関する一切の責務を企業団に委任するため。
- ・公道部分の給水装置又は配水施設等について、道路管理者の占用工事検査合格後から一切の維持管理を企業団に委任するため。

④ 条件

- ・寄付採納後の所有権を一切放棄し企業団の所有とし、他に給水しても何ら異議申し立てをしません。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

# 私設メータ設置誓約書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、設置する私設メータについて、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

## 記

- ① 私設メータの設置に関することは、佐久水道企業団指定給水装置工事事業者が施行すること。
- ② 私設メータの設置及び維持管理に関する一切の費用は、申請者が負担すること。
- ③ 企業団は、私設メータの検針やこれに伴う料金徴収を行わないこと。
- ④ 私設メータの設置に伴う諸問題は、申請者の責任において解決し、企業団には一切苦情や異議申し立てをしないこと。
- ⑤ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第1条及び第2条に規定する耐圧及び浸出等に関する基準に適合する水道メータであること。
- ⑥ 設置位置は、企業団の貸与公設メータの下流側とすること。
- ⑦ 企業団の貸与公設メータと容易に判別できる措置として、私設メータに設置するメータボックスは、企業団指定メータボックスと異なる物とすること。
- ⑧ 私設メータに起因する水漏れ、変形、破損その他の異常については、水道料金減免措置の対象外とすること。
- ⑨ 私設メータは、貸与公設メータ1器に対し、原則として1器までの設置とすること。  
(下水道算定用を含む場合には複数器可とする)
- ⑩ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承すること。

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、本来は構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易にするべきですが上記の理由により布設できません。

今後、構造物下で漏水や不具合が生じた場合、当方で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情や異議及び減免措置の申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

○規定位置に布設できない理由 \_\_\_\_\_

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

## 念 書

令和 年 月 日

佐久水道企業団企業長 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 (自署)

氏 名 (自署)

この度、給水工事を申し込むにあたり、土地所有者の同意を得た民地内に給水管を布設することを承認してください。

なお、この給水装置の維持管理及び土地所有者からの移設、修繕等の要請ができた場合は、私の責において対処し企業団には一切苦情や異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます

上記内容に相違ないことを認め、本書を差し入れます。

# 土地使用同意書

(以下「甲」と称す)と  
借について次のとおり取り決める。

(以下「乙」と称す)とは、甲の所有する次の土地(以下「本件土地」という)の貸

土地の表示  
所在地 長野県

第一条 甲は、乙が水道を布設するにあたり、本件土地の地中に水道管を通すことを承諾する。

第二条 乙は、甲の指示に従い水道管を深さ m、位置を 側の境界より mに布設するものとする。

第三条 乙は、水道管の故障などにより甲の土地に立ち入る必要がある場合、必ず許可を得るものとする。

第四条 本件土地に布設した水道管の事故に起因した損害が発生した場合、甲・乙の協議により解決するものとする。

第五条 甲・乙共に本件土地の所有者が変わった場合、および世代交代の後においても、本同意書の内容を有効とする。

以上の通り同意したので、本同意書二通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各一通これを保有する。

令和 年 月 日

貸主 (甲) 住所

氏名

印

借主 (乙) 住所

氏名

印

※ 署名は必ず本人が自署して下さい。  
し入れます。

※ 添付資料①土地の公図の写し ②登記簿の写し

※ 内容に相違ないことを認め、本書を差

代理人(変更)届

総代人(変更)届

下記のとおり変更を届け出ます。

佐久水道企業団企業長 様

作成日 年 月 日

課長	係長	主任	係		電話 窓口 文書 現場 FAX	届出日	年 月 日	予定日	年 月 日
----	----	----	---	--	-----------------------------	-----	-------	-----	-------

お客様番号		検針順路		用途		メタ位置:			
設置場所	住所 〒								
	方書								
所有者	住所 〒						住所(〒 - )		新 新 代 総 理 代 人 人
	方書		TEL				方書(マンション、アパート)		
現代理人	氏名						氏名(署名等 押印)		(印)
	氏名						ご連絡先 <本人・家族・不動産・その他( )>		
申請人	氏名						TEL		
	氏名		TEL		<本人・家族・不動産・その他( )>		メールアドレス		
給水装置所有者の代理人 1)給水装置の所有者が給水区域内に居住しないときは、給水装置の所有者は代理人を定め、次の事項を処理しなければなりません。 2)水道の使用に関する事項(使用開始及び休止・給水装置の維持管理等の事項) 総代人の選定 1)給水装置の所有者は、給水装置を共有するとき、アパートその他賃貸集合住宅(以下「アパート等」)の所有者又は経営者がそのアパート等に居住しないときは、総代人を定め次の事項を処理しなければなりません。 2)水道の使用に関する事項(使用開始及び休止・料金の納付・給水装置の維持管理等の事項)								備考	
検印				マスタ		調定		受付	